

津市水道事業指定給水装置工事事業者審査委員会要綱

平成 1 8 年 1 月 1 日

改正 平成 2 5 年 3 月 2 9 日

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

令和 2 年 3 月 3 1 日

令和 7 年 3 月 3 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号。以下「規程」という。）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、津市水道事業指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 規程第 8 条の規定による指定の取消しに関する事。
- (2) 規程第 9 条の規定による指定の効力の停止に関する事。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には上下水道事業局長、副委員長には上下水道事業局次長をもって充てる。

3 委員には、水道整備課長、水道維持課長、水道施設課長、経営企画課長、上下水道管理課長、営業課長及び津市水道技術管理者設置規程（平成 2 3 年津市水道事業管理規程第 2 号）第 2 条第 2 項の規定により技術管理者に任命された者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、会議を開くことができ

ない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第6条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第8条 委員長は、会議の経過及び結果を上下水道事業管理者に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、上下水道事業局水道維持課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。